

NPO 法人 Cafe MILLO

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人 Cafe MILLO という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は大阪市西区南堀江に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障害を持つなかまたちと、健常者が同じ空間を共有するなかで、助けあい、励ましあい、心たのしく成長していくことにより、どの人も安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表に掲げる以下の活動を行う。

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 地域の人たちとの交流のためのイベントの開催
- (3) 障害者・高齢者の方々の生活全般の相談
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。理事長は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、文書による申し出によって任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当した場合は、退会とみなす。

- (1) 死亡、もしくは失踪宣告をうけた時、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 除名又は退会が認められたとき。
- (3) 一年以上会費を滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、総会において、出席正会員の3分の2以上の議決により退会させることができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 法令に違反し、その刑が確定したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種 別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

- 3 理事および監事は、総会において選任する。
- 4 理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくはその三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。なお、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員それぞれの定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて、解任することができる。ただし、議決をする前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- (3) 法令に違反し、その刑が確定したとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 19 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 41 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 3 項 4 号の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は監事が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会議の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

(議 決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほかは出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 総会における決議事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員の現員数、出席者数（書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構 成)

第 28 条 理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第13条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第31条 理事会は理事長がこれを招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条の2 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第33条の3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産・会計および事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業にともなう収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する活動予算には、活動予算超過または活動予算外の費用に充てるため、予備費を設けることが出来る。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した活動予算の収益費用とみなす。

(事業報告書および決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日におわる。

第 7 章 事務局

(設 置)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 44 条 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 解散後の残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 9 章 雑 則

(公 告)

第 48 条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細 則)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定める他、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員 入会金 1,000 円、年会費 1 口 1,000 円
 - (2) 賛助会員 入会金 0 円、年会費（個人）1 口 1,000 円、（団体）1 口 3,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 5 月 31

日までとする。

(1) 理事長

氏 名 松枝克子

(2) 理 事

氏 名 石井守

氏 名 泉田忠義

氏 名 川崎豊

氏 名 木曾要子

氏 名 小藪和男

氏 名 清水賢造

氏 名 林万太郎

氏 名 長井聖治

氏 名 盛本敦子

(3) 監 事

氏 名 北田初江

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この定款は、平成 22 年 4 月 2 日より施行する。
- 7 この定款は、平成 26 年 11 月 28 日より施行する。
- 8 この定款は、平成 30 年 6 月 7 日より施行する。
- 9 この定款は、令和 3 年 6 月 16 日より施行する。